

7 条約の効力に関する宣言

署名 名 一八七一年一月十七日(ロンドン)

本日会議に参集した北ドイツ国、オーストリー、ハンガリー国、グレート・ブリテン国、イタリア国、ロシア国及びトルコ国の全権委員は、いずれの国も和親的協商による締約国の同意によるのでなければ、条約上の約束を免れ、又はその条項を変更し得ないことが国際法の主要な原則であることを認める。

